

食品寄附等に関する官民協議会の設立について

令和 6 年 4 月 26 日

(最終改定；令和 7 年 7 月 24 日)

1. 趣旨

令和 5 年 12 月 22 日に関係省庁により取りまとめられた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に基づき、令和 6 年 5 月に官民協議会を設立し、一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者が遵守すべき事項を示した「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(以下「食品寄附ガイドライン」という。)を同年 12 月に策定したところである。

今後は、策定された食品寄附ガイドラインに基づくフードバンクの認証制度の構築に向けて準備を進める予定としており、官民一体となって、法的・技術的・経済的な課題や解決策を協議し、検討を行う場として、「食品寄附等に関する官民協議会」(以下「官民協議会」という。)を設立する。

2. 構成

官民協議会は、別紙に掲げる構成員をもって組織する。ただし、事務局が必要であると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

3. 官民協議会の議事の取扱い

- (1) 官民協議会の議事は原則公開とし、議事概要を作成し、提出資料とともに公表する。ただし、法人・個人情報等に該当する情報について審議するなど事務局が特に必要と認めるときは、議事及び資料の全部又は一部を非公開とすることができる。その際は、議事概要及び提出資料の全部又は一部を公表しない。
- (2) 必要に応じて、官民協議会の下に分科会を設置する。

4. 事務局

官民協議会に係る事務は、関係省庁の協力を得て消費者庁が行う。

食品寄附等に関する官民協議会
構成員

荒川 隆	一般財団法人 食品産業センター 理事長
岩永 将直	草加商工会議所 青年部会長
植田 全紀	一般社団法人 日本フードリカバリー協会 代表理事
梅津 英明	森・濱田松本法律事務所（ニューヨークオフィス）パートナー
兼澤 真吾	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 持続社会部 副主任研究員
工藤 拓	一般社団法人 日本加工食品卸協会 S D G s 分科会座長
窪田 望	株式会社クリエイターズネクスト 代表取締役
郷野 智砂子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
小林 富雄	日本女子大学家政学部 教授
小山 遊子	日本チェーンストア協会 環境委員会委員
芝田 雄司	公益財団法人 日本フードバンク連盟 政策担当
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 副会長
鈴木 一十三	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 環境委員会委員長
袖野 玲子	芝浦工業大学システム理工学部 教授
高島 宏平	公益社団法人 経済同友会 副代表幹事
達増 拓也	全国知事会 農林商工常任委員会 委員長
楯 美和子	一般社団法人 日本経済団体連合会 消費者政策委員会企画部会長
田村 清敏	一般社団法人 日本フードサービス協会 業務部長
都竹 淳也	飛騨市長（全国市長会 社会文教委員会 委員長）
平野 覚治	一般社団法人 全国食支援活動協力会 専務理事
二日市 聖子	社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 事務局長

水野 一正	公益社団法人 日本食品衛生協会 理事
村尾 芳久	一般社団法人 全国スーパーマーケット協会 事務局長
望月 文太	PwC 税理士法人 パートナー
湯浅 誠	認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ 公共政策アドバイザー
米本 正明	山口県和木町長（全国町村会 政務調査会経済農林委員長）
米山 廣明	一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 代表理事
渡辺 達朗	一般社団法人 サステイナブルフードチェーン協議会 理事
消費者庁	次長
農林水産省	大臣官房総括審議官（新事業・食品産業） 消費・安全局長
環境省	環境再生・資源循環局長
厚生労働省	健康・生活衛生局長 社会・援護局長
こども家庭庁	支援局長
法務省	民事局長
経済産業省	大臣官房総括審議官
デジタル庁	戦略・組織グループ審議官

（五十音順、敬称略）

※ 政府以外の構成員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

※ 団体の構成員にあっては、代理出席を可能とする。